

## 『教員組織・職員組織』

### 10 教員組織・職員組織

#### (10-1) 教員組織

##### 【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

##### 【現状】

教員組織については、基礎資料8に示したとおりである（基礎資料8（教員・事務職員数））。本学は、入学定員270名、収容定員1,620名で、大学設置基準上必要な教員数は、専任教員58名、そのうち教授30名、薬剤師として規定年数以上の実務経験を有する専任教員（臨床系教員）10名である。現状は、2016（平成28）年1月1日現在、専任教員（教授、准教授、講師、助教）73名、助手4名、専任教員のうち教授29名、薬剤師として実務経験を有する専任教員13名で、教授が1名不足している。これは、教授の途中退職や逝去による。教授数の充足については、2名を2016（平成28）年4月1日付採用予定で、教授1名を公募により選考中であり、さらに臨床特命教授1名を2016（平成28）年4月1日付で採用予定である（添付資料：135.臨時教授会議事録（平成27年12月25日開催）議題1、添付資料：136.基礎生物学、細胞生物学研究室（仮称）担当教授公募資料、添付資料：137.定例教授会議事録（平成27年10月26日開催）議題1）。2016（平成28）年3月31日付で特任教授1名が退職するが、これらの教授が採用されれば、教授数は32名となり、大学設置基準を充たす人数となる。また、薬剤師として実務経験を有する専任教員は14名となる。また、助手1名が博士の学位を取得し、助教への昇任が認められたため、専任教員数は78名となる。さらに、2016（平成28）年度からは、特任助教あるいは短時間勤務有期雇用職員1名を16の実験系研究室に配置可能とし、教育研究支援体制の強化を図っており、採用される特任助教の人数分、専任教員数は増員される（添付資料：138.臨時教授会議事録（平成27年11月26日開催）議題1）。【観点10-1-1-1】

2016（平成28）年1月1日現在、専任教員1人当たりの学生数は、収容定員を基に計算した場合には22.2名であり、望ましいとされている10名以内に対して、2倍を超える人数となっているが、上記の教員採用により2016（平成28）年4月1日の

時点では、採用予定の特任助教2名を加えて、専任教員数は80名、専任教員1人当りの学生数は、20.3名となる。そして2016（平成28）年度中には、私立大学薬学科（6年制）専任教員1人当りの学生数平均の20名を下回り、専任教員数は改善される見込みである。【観点10-1-1-2】

専任教員の教授、准教授、講師、助教の数と比率については、2016（平成28）年1月1日現在、教授29名（39.7%）、准教授13名（17.8%）、講師25名（34.2%）、助教6名（8.2%）であり、准教授の比率がやや低く、講師の比率がやや高い。助教については、上記の特任助教の採用に伴って比率が大きくなることが見込まれる。

【観点10-1-1-3】

**【基準 10-1-2】**

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】 専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】 専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】 専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

**[現状]**

教員の採用及び昇任において、【基準10-1-4】p.98～99に示すように、教授については、選考過程を規定する「神戸薬科大学教授選考内規」及び選考されるために必要な学術論文数等の要件を規定する「神戸薬科大学教育職員選考基準」が定められ、それに則って行われている。（添付資料：139.「教授選考内規、添付資料：141.「神戸薬科大学教育職員選考基準」）その際、模擬講義、教育業績、教育の抱負についてもプレゼンテーションが行われ、専門分野での教育上の指導能力が大きな判断材料となっている。学内公募の場合には、授業評価アンケート結果の提出も求めており、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われている。准教授、講師、助教の採用、昇任については、主として学内公募によって「神戸薬科大学専任教員人事選考内規」に従って行われ、プレゼンテーションは行われませんが、授業評価アンケート結果を含めて、専門科目の教育上の指導能力も研究業績と同様に重要な判断材料となっている（添付資料：140.「神戸薬科大学専任教員人事選考内規」）。【観点10-1-2-1】、【観点10-1-2-3】2016（平成28）年1月1日現在で本学に所属する29名の教授は、これらの条件を

満たしており、教授選考会議の議を経て学長が決定し、教授会の意見を確認した上で、学長が最終決定している。実験系研究室を担当する15名の教授は、専門分野での高い教育研究能力と指導力が評価されており、大学院の指導教員としても認定されている。薬学臨床教育センター教授（臨床系教授）については、全員が博士の学位を有し、地域の基幹病院の薬剤部長あるいは副部長経験者で、県病院薬剤師会の理事等の要職にある者、あるいは薬局での十分な実務経験に加えて薬系大学での十分な教員経験がある者が配置されている。また、教養・社会薬学系教授及び薬学基礎教育センター担当教授についても、専門分野について教育研究上優れた実績を有する者が配置されている（社会薬学系研究室には現在教授は不在である）。

【観点10-1-2-1】、【観点10-1-2-2】、【観点10-1-2-3】

**【基準 10-1-3】**

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

**[現状]**

薬学教育上の主要な専門科目の必修科目（実習を含む）については、専任の教授、准教授が主として担当している。非常勤講師は、その一部を担当しているのみである。非常勤講師が単独で担当している科目は2015（平成27）年度では1科目のみであり、それ以外は、教授、准教授あるいは教育経験の豊富な専任講師が主要な担当者となっている（添付資料：5.『神戸薬科大学シラバス 2015』）。その1科目も担当教員の退職に伴うものであり、教授の採用によって2016（平成28）年度は解消される予定である。教養教育科目と薬学準備教育科目においては、習熟度別クラス編成を行ったり、少人数グループにより授業を実施したりするため、非常勤講師が担当する必修科目のクラスもある。【観点10-1-3-1】

教員の年齢構成は、2016（平成28）年1月1日現在、教授は60歳代が17名（58.6%）、50歳代が8名（27.6%）、40歳代が4名（13.8%）で教授の平均年齢は58.7歳で、60歳以上が過半数を占め、教授の高年齢化が認められる（基礎資料9「専任教員年齢構成」）。現在、教授の交替時期にあり、2016（平成28）年4月1日採用予定及び選考中の6件の人事が完了すれば、平均年齢は、低下し、望ましい状態になることが期待される。准教授では、60歳代が2名（15.3%）、50歳代が5名（38.5%）、40歳代が5名（38.5%）、30歳代が1名（7.7%）で、平均年齢は50.2歳である。専任講師では、50歳代が7名（28.0%）、40歳代が13名（52.0%）、30歳代が5名（20.0%）で、平均年齢は43.9歳である。助教では、40歳代が1名（16.7%）、30歳代が5名

(83.3%) で、平均年齢は 37.0 歳である。学部の年齢構成としては、良好であると  
考えられる。【観点 10-1-3-2】

**【基準 10-1-4】**

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】 教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】 教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

**【現状】**

本学の教員は、「大学の理念」を実現でき、かつ、「学校教育法」及び「大学設置基準」に規定されている資格を有し、「神戸薬科大学教育職員選考基準」（添付資料：141.「神戸薬科大学教育職員選考基準」）を充たす必要があり、以下のよう  
に定めている。【観点 10-1-4-1】

1. 本学の教育、研究に従事する教員は、教育・研究歴、研究業績、教育活動・業績、教育・研究能力、学内外での活動状況、科学研究費や助成金の取得状況、に加えて人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教として相応しいと認められる者、と規定している。なお、研究業績については、報文数の総数と最近5年間の数及びインパクトファクター、論文への寄与の度合を考慮した論文係数について、教授、准教授、講師、助教の職階別に規定している。
2. 薬学臨床教育センター教員（臨床系教員）については、博士の学位又はそれに準ずる専門薬剤師等の認定資格、大学（学部）卒業後の年数、薬剤師としての実務経験年数、研究業績、専門分野での活動状況、教育・実習指導能力、人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教として相応しいと認められる者、と規定している。現在、教育研究部門と実務実習担当部門へ改組することも検討しており、改組された場合には選考基準も変更されることになる（添付資料：11.「学校法人神戸薬科大学中期計画書（2016～2020年度）」p. 4）。
3. 教養・社会薬学系教育担当及び情報支援室、エクステンションセンターの教授、准教授、講師、助教については、教育・研究歴、研究業績、教育活動・業績、教育・研究能力、学内外での活動状況、人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教として相応しいと認められる者、と規定している。
4. 薬学基礎教育センター所属教員としては、教育歴、教育指導力、教育活動、

熱意、学内での委員会活動状況、人物等を総合的に評価して、本学の教授、准教授、講師、助教として相応しいと認められる者、と規定している。

また、助手については、6年制学部卒業、又は大学院修士課程修了以上の学歴を有する者で、将来薬学教育及び研究に有能と認められる者と規定している。

教授の選考については、厳しい選考基準が設定されていることに加えて「教授選考内規」が定められており、この内規に基づき選考を行っている（添付資料：139.「教授選考内規」）。教授選考は、学長の指揮の下、教授のみで構成する教授選考会議で行われる。教授選考においては、その重要性から候補者による模擬授業及び教育・研究に関する講演を義務付け、判断基準の一つとし、教授選考会議の議及び教授会での議を経て学長が決定する。選考は、まず学内で適任者の推薦、公募が行われ同様なプロセスで選考が実施される。決定に至らなかった場合には、一般公募に移行する。一般公募の際には、学長及び教授の中から選出された5名から構成される教授候補者人選委員会を設置し、同委員会で複数の教授候補者を選出し、教授選考会議に推薦し、上記のプロセスで選考を行う。1998（平成10）年から学内に適任者がいない場合、一般公募により広く優秀な人材を公募し、採用を行っている。2014（平成26）年1月までの間に公募により採用した教授は、12名である。【観点10-1-4-1】、【観点10-1-4-2】

准教授への昇任及び採用人事については、当該研究室等の教授の推薦により准教授以上の職階からなる人事選考委員会に提案される。人事選考委員会の議及び教授会の議を経て学長が決定する。講師、助教、助手の採用及び昇任人事についても、当該研究室、教育研究支援組織の教授の推薦により教授、准教授、講師全員を構成員とする人事選考委員会の議及び教授会の議を経て、学長が決定する。なお、学内教員の昇任では、授業評価アンケートの結果などから教育上の指導能力を評価している。

このような選考によって、「専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者」あるいは「専門分野について、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者」であるとともに、「専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者」が配置されている。さらに、「FD研修会」によって教育の改善を図るとともに、研究業績に応じた研究費の配分を行うことによって研究能力の改善を図っている。

## （10-2）教育研究活動

### 【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

#### [現状]

本学教員は、教育及び研究能力の維持・向上に熱心に取り組んでおり、基礎資料15に記載する業績をあげている。また、教育に関しては、基礎資料10に示す授業を行っているが【基準9-1-7】p.87～89に記載した「授業評価アンケート」及び「学部学生実態・満足度調査」の実施、「FD研修会」の開催、「学長裁量経費による教育改革推進プログラム」の実施等によっても教育能力の維持・向上に努めている（基礎資料15、p.137～346：専任教員の教育および研究活動の業績、基礎資料10、p.120～132：専任教員の担当授業科目および時間数）。「学長裁量経費による教育改革推進プログラム」は、2015（平成27）年度に開始したもので、教育方法の改善推進プログラムと生涯教育と連携した学部教育、地域と連携した学部教育推進プログラムの二つからなり、学長裁量経費によって教育改革を支援している。また、2016（平成28）年6月4日に公開報告会の開催も予定している（添付資料：80.定例教授会議事録（平成28年2月19日開催）報告事項（A）b）。【観点10-2-1-1】

【基準1-1】p.1～2に記載した「大学の理念」にもあるように、本学は、長年教育と研究の両立を基盤とし、教育目標の基礎ともなる研究を活発に行ってきた。研究についても、過去3年間の研究業績を考慮した研究費を学長配分研究費として研究室に配分することで活性化を図っている（添付資料：142.定例教授会議事録（平成27年4月27日開催）議題4）。また、学会賞、奨励賞、優秀学会発表賞などの受賞者については、ホームページ及び大学広報誌『ききょう通信』で氏名、研究題目、学会名を公表すると同時に、大学からお祝金を授与して、その功績を讃えている。【観点10-2-1-1】、【観点10-2-1-2】

教員の研究活動については、1970（昭和45）年から神戸薬科大学広報誌『ききょう通信』において、また、2007（平成19）年からは神戸薬科大学ホームページにおいて、教員の原著論文、学会プロシーディングス、特許、著書、総説、学会発表、講演などを公表している（添付資料：143.神戸薬科大学広報誌『ききょう通信』（教職員の学術活動一覧掲載）、添付資料：144.神戸薬科大学ホームページ（[http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/docs/kyoiku\\_gyoseki\\_h27.pdf](http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/docs/kyoiku_gyoseki_h27.pdf)）平成27年度専任教員の教育・研究業績）。教員の採用及び昇任人事においては、【基準10-1-4】p.96～98に記載したように研究実績評価の客観的基準として総論文数と過去5年間の原著論文数及びインパクトファクターと研究への貢献度を考慮した論文係

数を用いており、研究能力の維持・向上に繋げている。また、過去6年間の主な教育、研究実績についてホームページで公表している（添付資料：144. 神戸薬科大学ホームページ ([http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/docs/kyoiku\\_gyoseki\\_h27.pdf](http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/docs/kyoiku_gyoseki_h27.pdf)) 平成27年度専任教員の教育・研究業績)。**【観点10-2-1-3】**

本学では、医師、薬剤師として実務経験を有する教員に対して、週1回臨床施設での研修を許可、推奨しており、薬剤師として実務経験を有する教員についても若手の教員を中心に実施しているが、実務実習の訪問指導や「実務実習事前教育」などの業務で多忙なこともあり、臨床現場での研修を行っている教員は6名のみであり、研修を行っている教員についても、毎週1日研修できている教員は少なく、十分であるとは言えない（添付資料：145. 定例教授会議事録（平成27年4月6日開催）報告事項（B）h）。**【観点10-2-1-4】**

**【基準 10-2-2】**

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

**【観点 10-2-2-1】** 研究室が適切に整備されていること。

**【観点 10-2-2-2】** 研究費が適切に配分されていること。

**【観点 10-2-2-3】** 研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

**【観点 10-2-2-4】** 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

**[現状]**

本学には、専門科目を担当し、教員3名で構成される16の実験系研究室、教員各1名の7つの教養・社会薬学系研究室、6つの教育研究支援組織がある。このうち、卒業研究のために学部学生を受入れているのは、16の実験系研究室と薬学臨床教育センターと中央分析室であるが、2016（平成28）年度から、3つの社会薬学系研究室と情報支援室及び放射線管理室についても受入れを始める予定である（添付資料：146. 定例教授会議事録（平成27年9月14日開催）議題1）。16の実験系の研究室には、それぞれ約250㎡の研究スペースが割り当てられている。教授には個室が提供され、准教授以下の教員にも適切な執務スペースが確保されており、円滑な教育・研究活動が展開されるよう配慮している。**【観点10-2-2-1】**

教養・社会薬学系教員にも各人に研究室が確保されている。耐震化の必要な1、2号館にある8つの実験系研究室については、2017（平成29）年1月に竣工する予定の新8号館に移る予定であり、各研究室には、約250㎡の研究スペースが割り当てられるとともに、2研究室が入る1フロアごとに、共同機器室が1つ設置される（添

付資料：147. 大学運営会議（平成 27 年 9 月 14 日開催）資料）。【観点 10-2-2-1】

教員の研究活動を支援するために、研究に必要な配分研究費を毎年予算化し、実験系研究室については、①基本研究費（教授研究室は 3,000 千円、准教授研究室は 2,600 千円）、②研究業績による追加研究費（過去 3 年間の研究論文及び英文総説の総報告数に応じ研究室当り最大 2,300 千円、及び科研費等の申請数に応じ研究室当り最大 600 千円）、③大学院担当研究室への研究費追加（研究室当り 500 千円）、④ゼミ生数による追加研究費（ゼミ生 1 名につき最大 50 千円）の基準に従って各研究室に配分する方法をとっている。なお、教養・社会薬学系研究室、教育研究支援組織に配分する経費については別途定めている（添付資料：118. 定例教授会議事録（平成 27 年 4 月 27 日開催）議題 4）。また、実験系の研究室には研究用機器を充実させる目的で、1 研究室当り 3 年間で 4,500 千円（年間総額 24,000 千円）が別途配分されている。さらに、価格が 50,000 千円以上の大型機器の購入に備えて第 2 号基本金に毎年 20,000 千円を積み立てしている。当該機器の購入を希望する複数の研究室で合議の上、要望書を研究設備等充実委員会に提出し、必要度及び優先順位を議論した上で、学長を介して理事会で審議を行うシステムが構築されている（添付資料：148. 平成 25 年度第 3 回理事会議事録（平成 25 年 12 月 18 日開催）議題 3）。また、研究旅費については、1 年当りの国内学会への参加などの旅費（総額 22,000 千円）を、教授・准教授 343 千円、講師 225 千円、助教・助手 172 千円と定め、各教員に配分している（添付資料：142. 定例教授会議事録（平成 27 年 4 月 27 日開催）議題 4）。さらに、充実した研究活動を行うために、私立大学等経常費補助金特別補助における「大学間連携による共同研究」や科学研究費補助金など競争的外部研究資金の獲得を促進しており、資金獲得時には、その相当額の一部を別途研究費として追加配分するなど、研究室の実績に応じて資金面から研究活動を積極的に支援している。【観点 10-2-2-2】

研究専念時間については、多くの教員は大学院学生として学位取得を経験しており、その経験を生かして研究時間の確保に努めている。実験系の研究室の教員に関しては、年間平均授業時間数は、「卒業研究」を除くとおおむね週 6 時間以下である。また、教養系の教員で週 8 時間を超える教員が一部みられるが、いずれも、研究時間を十分確保できている（基礎資料 10（専任教員の担当授業科目および時間数））。研究成果を上げることは昇任に直接関係しており、研究活動の推進に力を入れている。【基準 10-2-1】 p. 99～101 に記載したように大学ホームページの「本学教職員の学術活動一覧」の論文、学会報告について示している。【観点 10-2-2-3】

研究業務支援として、神戸薬科大学大学院の研究の活性化を図ることを目的としてポスト・ドクター制度を定めて運用している（添付資料：149. 「ポスト・ドクター一覧」）。また、【基準 10-1-1】 p. 95～96 に記載したように、2016(平成 28)年度からは、特任助教あるいは短期雇用職員 1 名を実験系の研究室に配置可能とし、教育研究支援体制の強化を図っている。また、知財ポリシー及び関連規程を制定し、



外部資金が入りやすい環境を整備し始めている。競争的外部研究資金の申請に向けた手続や採択に向けた勉強会の実施等、事務局総務課にて申請支援を行っているが、外部資金の受入が十分とはいえない（添付資料：150. 最近5年間の外部資金の受入状況）。また、企画・広報課を設置し、外部資金の獲得のための体制強化を計画している（添付資料：11. 「学校法人神戸薬科大学中期計画書(2016～2020年度)」p. 6）。

【観点10-2-2-4】

**【基準 10-2-3】**

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

**【現状】**

教員の教育能力の向上はFD委員会が担っている。その中で「授業評価アンケート」をFD委員会が主導して行っている。授業を担当する教員が2年に1回、担当する科目について実施しており、集計結果を参考にして、授業の改善に努めている。また、授業評価に基づき、ベストティーチャー賞として教員の顕彰を行い（平成27年度は選出なし）、教育活動への取組みを促進している（添付資料：151. 第10回FD委員会議事録（平成27年5月7日開催）議題2、添付資料：152. 定例教授会議事録（平成28年4月25日開催）報告事項(A)C）。【観点10-2-3-1】、【観点10-2-3-2】

これとは別に、「授業評価アンケート」のない2014（平成26）年度に、授業に対する学生の要望を早期の改善に結びつけ、後半の授業に反映させることを目的に、科目進行の中間時期に「中間アンケート」を実施するとともに、アンケートの結果による実際の改善内容や、学生へのフィードバック実施の有無についてもFD委員会に報告させている（添付資料：153. 第5回FD委員会議事録（平成26年3月10日開催）議題3、添付資料：154. 授業改善のための「中間アンケート」用紙、実施報告書）。2015（平成27）年度も希望する教員について実施している。「FD研修会」は、関西地区FD連絡協議会と共催で、毎年、夏期に2日間の日程で公開の形で開催している。1日目は「授業の基本」ワークショップ、2日目は、教育上重要な課題につ

いて実施している（添付資料：155. 関西地区 FD 連絡協議会（2015 年 7 月 30 日、31 日開催）授業の基本ワークショップ）。

また、3、4 年に 1 回行う学生実態調査に合わせて、満足度調査を行い、教育についても満足度の低い項目については、その原因を精査し、改善に繋げている（添付資料：128. 「神戸薬科大学学生生活実態調査報告書」）。

一方、研究の能力については、「研究のあり方について検討する組織」を 2016（平成 28）年度に設置し、検討を行い、大学としての研究活動に関する中期目標を定め、実行する（添付資料：11. 「学校法人神戸薬科大学中期計画書（2016～2020 年度）」 p. 3）。【観点 10-2-3-1】、【観点 10-2-3-2】

### （10-3）職員組織

#### 【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】 教育研究活動の実施支援に必要な資および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】 教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】 教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

#### [現状]

教育研究活動の実施を支援する事務組織として、管理部門である事務局（総務課、経理課、施設課）、教学部門には学生支援センター（教務課、学生就職課）、入試課が配置されている（添付資料：156. 「学校法人神戸薬科大学組織図」）。また、そのほかに情報支援室、薬用植物園、図書館、動物実験施設、薬学臨床教育センター、薬学基礎教育センター、エクステンションセンターも支援組織として配置されており、業務に精通した合計 41 名の専任職員をそれぞれ配属し、非常勤職員 2 名のほかに、補助的業務に派遣職員 3 名、アルバイト 6 名を配置している。【観点 10-3-1-1】

教育支援としては、学部の実習については、2009（平成 21）年度より、実習補助にあたる派遣社員を各実習につき 1 名配置することを認めている（添付資料：157. 派遣社員年度別採用一覧（H22～H26））。また、【基準 10-1-1】 p. 95～96 に記載したように、2016（平成 28）年 4 月からは、実験系研究室に実習及び卒業研究の支援を目的として、博士の学位を有する任期制の特任助教あるいは大学の理系学部を卒業した短期雇用職員 1 名を採用可能とし、教育研究支援体制の強化を図っている。

一方、4 年次生前後期に行われる「実務実習事前教育」においては、70 名を超え

る指導薬剤師を嘱託非常勤講師として採用し、臨床実務に即した指導を依頼している（添付資料：40. 定例教授会議事録（平成27年4月27日開催）報告事項（B）e、定例教授会議事録（平成27年10月5日開催）報告事項（B）c）。【観点10-3-1-2】

従来、事務職員は各種委員会（一部の委員会を除く）に委員としてではなくオブザーバーとして参加していたが、教務委員会、学生就職委員会、入試委員会、図書館運営委員会、薬用植物園運営委員会については、2014（平成26）年8月に規程を改正し、関連する部署の課長等の事務職員が委員として出席することとした（添付資料：158. 臨時教授会決議録（平成26年9月1日開催）議題4）。また、2015（平成27）年4月から施行された学校教育法の改正に伴い、他の委員会についても、連携を強化するため関係する事務職員が委員として出席する体制となるよう順次進めている。【観点10-3-1-3】

## 『教員組織・職員組織』

### 10 教員組織・職員組織

#### [点検・評価]

##### ●優れた点

#### 【基準 10-1-1】

- ・本学の専任教員の総数は、大学設置基準に定められている数を十分に満たしている。

#### 【基準 10-1-2】

- ・専門科目を担当する定員3名の研究室については、専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者が配置されている。また、教養・社会薬学系の研究室及び教育研究支援組織の教員については、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者が配置され、教育研究能力の維持、改善を図るための方策が実施されている。

#### 【基準 10-1-3】

- ・薬学教育上主要な科目については、特別な事情がある場合を除き、専任の教授、准教授、講師を中心に教育がなされている。

#### 【基準 10-1-4】

- ・本学では、教員の採用及び昇任に関する適切な規程が整備されている。特に、教授の選考においては、教授選考内規に基づき、模擬講義も実施され、研究業績と教育上の指導能力に優れた教員を選考できるよう制度が整備されている。

#### 【基準 10-2-1】

- ・FD研修会への参加や授業アンケートに基づくベストティーチャー賞の顕彰を通じて、教員は自身の教育能力の維持・向上に努めている。また、研究も活発に行われ、研究実績に基づいた学長配分経費制度により、研究能力の向上のモチベーションを高めている。また、教員の教育活動は、ホームページや広報誌『ききょう通信』によって開示されている。

#### 【基準 10-2-2】

- ・研究室は適切に整備されている。今後、新研究棟として新8号館が2017(平成29)年1月竣工を目途に建設されることから、さらに整備が進む。研究費は、学長配分研究費として研究実績に応じて配分されている。教員の授業担当時間数も研究活動の妨げにならない適正な範囲内にある。

#### 【基準 10-2-3】

- ・教員の教育能力の向上を図るための取組みが、FD委員会を中心に積極的に行われている。

#### 【基準 10-3-1】

- ・実験系研究室に任期制の特任助教あるいは短期雇用職員1名を採用可能とすることで、教育研究支援体制の強化を進めている。

●改善を要する点

【基準 10-1-1】

- ・一時的にせよ、教授の数が大学設置基準に定められた数を下回ったことは大きな問題である。恒常的に基準を下回らない方策を取る必要がある。教授、准教授、講師、助教の比率については、准教授がやや少なく、講師がやや多い。講師の准教授への昇任を進めていく必要がある。

【基準 10-1-2】

- ・特になし。

【基準 10-1-3】

- ・特になし。

【基準 10-1-4】

- ・特になし。

【基準 10-2-1】

- ・薬剤師としての実務の経験を有する専任教員の臨床現場での研修が十分に実行できていない。そのため薬学臨床教育センターの組織整備を行い、組織をより効率的に運営できる体制とし、週1回の医療機関への研修が可能となるようにする必要がある。

【基準 10-2-2】

- ・知財ポリシー及び関連規程を制定し、競争的外部研究資金の申請に向けた手続や採択に向けた勉強会の実施等、事務局総務課にて申請支援を行っているが、十分とは言えない。

【基準 10-2-3】

- ・教員の研究能力の向上を目指した取組みを実施していく必要がある。

【基準 10-3-1】

- ・特になし。

[改善計画]

【基準 10-1-1】

- ・本学では実験系研究室には教授を2名置くことも可能であり、教養・社会薬学系研究室や教育研究支援施設については教授の人数に制限がない。この制度も生かして、教授の人数が恒常的に大学設置基準上求められる人数を十分に上回るように努める。その前提として、教員の教育研究活動をさらに活性化して教育研究実績と指導能力を高め、教授に昇任できる人材を育成する必要がある。

【基準 10-1-2】

- ・特になし。

【基準 10-1-3】

- ・特になし。

【基準 10-1-4】

- ・特になし。

【基準 10-2-1】

- ・薬学臨床教育センターを2部門制にするなどの組織改革を行い、業務を効率化することによって、臨床現場での研修や臨床現場との共同研究を活発化していく。

【基準 10-2-2】

- ・企画広報室を新たに設置し、外部資金の獲得は企画広報室が担当するよう、組織整備を行う。

【基準 10-2-3】

- ・研究セミナーを公開の形で開催することで、教員の研究能力の向上を図る。

【基準 10-3-1】

- ・特になし。